



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

大館市は、秋田県内陸北部に位置し、北東北三県（青森・岩手・秋田）のほぼ中心にあります。高速道路網をはじめ、JR 奥羽本線・花輪線の鉄道網や、大館能代空港への近接性により、首都圏および東北圏内からのアクセスに優れています。

本市では、伝統的な林業・農業に加え、比内地鶏などの特産品を活用した 6 次産業化の推進、医療・医薬品等の健康産業や金属・機械などの製造業、環境リサイクル産業など、多様な産業が展開されており、観光や福祉、秋田犬をはじめとした豊富な地域資源を活用した新たなビジネス創出も進んでいます。

一方で、人口減少と少子高齢化が大きな課題となっており、定住人口の確保と若者流出対策を政策の一つの柱として位置づけ、全国に存在する二地域居住を希望する層を含めた移住予備軍を主な対象とし、18～35 歳の若者世代（若者や子育て世代、これから子育てを迎える世代）の U ターン者をメインターゲットとした移住・定住施策を展開しています。

その中で、市では、二地域居住を促進し、地方と都市間、地方と他の地方間での往来による人の移動から、移住・定住への流れを創り、いずれは定住の増加を目指し、仕事と暮らしが連動する環境整備と、持続可能な地域コミュニティの形成を図り、地域資源を活用した取り組みによる交流人口や関係人口の拡大を通じ、国内外から人が集う賑わいの創出と、官民共創による持続的なまちづくりを推進していきます。

(2) 二地域居住者に期待すること

- ・ 都市や他の地方からの人材の流入により、地域の担い手・後継者の確保や新たなビジネス・雇用の創出
- ・ 二地域生活を通じて、新しいライフスタイルや働き方・暮らし方への理解と実現
- ・ 「お試し居住施設」を中心商店街に立地することで、飲食店街にも近いことから、大館の食文化や地域資源に触れる機会を提供し、まちの魅力を広く伝える拠点となる
- ・ 二地域居住をきっかけに、地域住民との交流・関係性が深まることで、持続的なコミュニティ活性化と都市とのつながりの強化

(3) 目標

中心市街地の施設を「お試し居住施設」として活用し、年間延べ 300 人の利用を目指します。これにより、まちなかに「にぎわい」を創出し、地域の活性化につなげます。

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

N o	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
	お試し居住施設	Moikka!HAYASHI	御坂	都市計画区域内	整備済	民間事業者	令和6年6月完了
	お試し居住施設	仮)民泊:A	一心院南	都市計画区域内	改築予定	民間事業者	令和7年度

(2) 用途特例適用要件に関する事項(特定行政庁の同意: 年 月 日)

用途(施設の種類)、エリア、市街地環境の悪化を防止するための措置

該当なし

(3) 公的賃貸借住宅等整備事業に関する事項

該当なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業機会の創出に資するために必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

N o	施設の用途	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設/シェアオフィス	MARUWWA(マルーフ)	御成町1丁目	都市計画区域内	整備済	民間事業者	平成30年8月完了
2	交流施設	MARUWWA(マルーフ)ニコメ	大町	都市計画区域内	整備済	民間事業者	令和元年完了
3	交流施設/レンタルスタジオ	MARUWWA(マルーフ)三角	大町	都市計画区域内	整備済	民間事業者	平成30年完了
4	住宅	TKマンション大町	大町	都市計画区域内	整備済	民間事業者	平成23年9月完了
5	子育て交流施設/コワーキングスペース	わわわDE子育てカフェ	御成町1丁目	都市計画区域内	整備済	民間事業者	令和6年10月完了

6	交流施設	駅なか交流センター	御成町1丁目	都市計画区域内	整備済	大館市	令和5年10月完了
7	交流施設/国登録有形文化財	桜櫓館	中城	都市計画区域内	整備済	大館市	令和3年3月完了

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

- ・用途（施設の種類）
- ・エリア
- ・市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住希望者向けの情報発信（空き家バンク、空き店舗活用など）
- 実施に向けた準備としてモニタリングの実施（空き家民泊化事業、お試し移住体験など）
- 二地域居住者向け交流事業の実施（地域の祭りやイベントへの参加、農業・林業体験など）

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

なし

7. その他

- (1) 都道府県知事への意見聴取：令和7年9月2日
- (2) 特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
大館市まち・すまい協議会教育・産業振興部会での説明：令和7年8月5日
- (3) 都市計画との調和に関する事項